

## 京都市桃陽病院における診療情報の提供に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、京都市桃陽病院（以下「病院」という。）において患者個人の診療情報を提供するに当たり、必要な事項を定めるものである。

### (提供する診療情報の範囲)

第2条 提供する診療情報の範囲は、診療録（以下「カルテ」という。）、看護記録、処方内容、検査結果報告書、エックス線写真等、診療を目的として作成、又は取得した記録とする。

### (診療情報の提供を請求することができる者)

第3条 診療情報の提供を請求することができる者（以下「請求者」という。）は次のいずれかの者とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人。ただし、法定代理人が請求する場合で、患者本人が満15歳以上の場合は本人の同意を必要とする。また、満15歳以上の未成年者については、傷病の内容によって患者本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (6) 患者本人が死亡している場合は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者
- (7) 前号に該当する者が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人

### (診療情報の提供の手続き)

第4条 請求者は、「カルテ等診療情報提供請求書（第1号様式）」（以下「請求書」という。）を京都市桃陽病院事務係（以下「事務係」という。）へ提出するものとする。

2 事務係においては、次に掲げる書類のいずれかにより、本人であることの確認を行う。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険被保険者証
- (3) 旅券
- (4) その他（外国人登録証明書、氏名及び住所の記載のある身分証明書等）

3 事務係においては、次に掲げる書類のいずれかにより、前条に掲げる請求者であることの確認を行う。

- (1) 戸籍謄本又は抄本（除籍を含む）
- (2) 住民票の写し（除票を含む）
- (3) 死亡診断書

4 京都市桃陽病院長（以下「院長」という。）は、請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、提供の可否等について決定し、請求者に対して「カルテ等診療情報提供・非提供決定通知書（第2号様式）」により遅滞なく通知する。

5 やむを得ない理由により、院長が前項の期間内に決定することができないときは、請

求を受けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。

- 6 院長は、提供の可否の決定に当たり、第7条に規定する診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）の意見をあらかじめ聴取するものとする。ただし、提供することに特に問題がないと院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。この場合は、直近に開催される委員会に報告する。
- 7 診療情報の提供は、写しの交付、閲覧又は口頭による説明によることを原則とする。ただし、請求者の求めがあれば、診療情報に代わる要約書を作成して交付することも差し支えないものとする。
- 8 診療情報の提供は、病院が指定する場所において、職員の立会いのもとに行い、その際、あらかじめ請求者の求めがあれば、主治医はその記載内容について説明するものとする。
- 9 日常の診療活動において、医師の判断で、一部の診療記録を閲覧に供する場合若しくは検査結果及びレントゲンフィルムの写しの提供を行う場合などは、第1項から前項までに掲げる手続きを省略することができる。

（提供を受けた診療情報の取扱）

第5条 提供を受けた診療情報は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 請求者が、病院が保有する診療情報（写しを交付した診療情報を除く。）を病院外へ持ち出すことはできないものとする。
- (2) 請求者に対し、個人情報の秘密保持の観点から、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

（診療情報を提供しないことができる場合）

第6条 提供の請求がなされた診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができる。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき
- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解が得られないとき
- (3) 関係者の権利利益を損なう恐れがあるとき
- (4) 患者本人以外の者による提供の請求がなされた場合であって、提供することが当該患者本人の利益に反すると認められるとき

（診療情報提供委員会の設置等）

第7条 病院に診療情報提供委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長に院長、委員に副院長、事務長、看護係長、医務係長をもって構成する。
- 3 委員会は、本要綱に基づく個々の診療情報の請求に関して、請求者の適否、提供する情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否（提供、一部提供、非提供等）について公平かつ慎重に検討するほか、診療情報を提供するに当たり発生した運用上の問題点等について、検討を行うものとする。
- 4 委員会の庶務は、事務係において行う。

(費用の徴収)

第8条 診療情報を提供するに当たって要した費用については、次のとおり徴収するものとする。

- (1) 閲覧及び口頭による説明については、無料とする。
- (2) 診療録写しの交付については、写しの作成に要した費用の額とする。
- (3) 要約書の交付については、京都市桃陽病院の管理等に定める文書料、特殊な診断書又は証明書の額とする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は院長が定める。

付則 この要綱は、決定の日から実施する。(平成17年9月1日)

## カルテ等診療情報提供請求書

年 月 日

(あて先)  
京都市桃陽病院長

住 所

氏 名

電 話 番 号

患者との続柄

患 者 氏 名

下記のとおり請求します。

1	希望する情報提供の方法	(1) 写しの交付 (2) 閲覧 (3) 口頭による説明 (4) 要約書の交付	
2	上記1で(1)又は(2)を選択した場合、その範囲	(1) 入院カルテ (2) 外来カルテ (3) 検査結果 (4) X線フィルム (5) その他 ( ) の全部 ・ 一部	
3	患者本人以外の請求の場合 患者本人の氏名など	本人の状況	(1) 成年被後見人 (2) 未成年者 (満15歳以上) (3) 未成年者 (満15歳未満) (4) 死亡 (5) その他
		患者本人の氏名	
		患者本人の住所 及び電話番号	

注1 法廷代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。また、患者本人 (成年被後見人、満15歳未満の未成年者を除く) 以外の請求の場合は、本人の同意書 (別紙様式) を提出してください。

2 本人の住所及び電話番号の欄には、本人の連絡先が本人の住所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。

3 「閲覧」及び「口頭による説明」の結果でさらに「要約書の交付」を希望されることも可能です。

担当課 処理欄	請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 健康保険証 (3) 旅券 (4) その他 ( )
	請求者資格確認欄	(1) 戸籍謄本及び抄本 (2) 住民票の写し (3) その他 ( )
備考		